

京都市上下水道局告示第22号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第2号の規定に基づき商号の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成17年8月24日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

届出業者名

京都市左京区修学院中林町1番地

株式会社 神田設備

代表取締役 神田昭太郎

変更事項

商号の変更

神田設備から株式会社神田設備に変更

指定期間

平成17年8月24日から平成21年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)